

桂坂学区自治連合会 会則

【名称・事務所】

第1条 本会は『桂坂学区自治連合会』と称し、その事務所は桂坂自治会館に置く。

【組織】

第2条 本会は桂坂学区の自治会及び本会が認める別紙記載の各種団体を以て構成する。
2. 学校及び本会で承認された福祉施設の関係者は、必要に応じて本会に参加することができる。

【目的】

第3条 本会は桂坂学区の会員相互の親睦を図り、当学区、地域の発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 会員相互の親睦に関すること
(2) 会員の福祉安全に関すること
(3) 住環境の保全、整備に関すること
(4) 市政への要望及び協力に関すること
(5) 桂坂自治会館の管理運営に関すること
(6) その他、目的達成に必要と認められること
2. 事業の推進にあたっては、自治会及び各種団体が相互に協調して実施するものとする。

【本部常任役員・役員・委員・幹事】

第5条 本会に次の本部常任役員・役員及び委員、幹事を置く。

◆本部常任役員

(1)	会	長	1名
(2)	副	会 長	若干名
(3)	会	計	1名
(4)	事 務 局 長		1名
(5)	事 務 局 担 当		若干名

◆役 員

(1)	各 自 治 会 長	16名
(2)	監 査 役	2名

◆委 員 各自治会副会長 16名

◆幹 事 本会が認める各種団体の長

2. 本会は必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。
3. 役員の数値は、概ね上記を基準として定める。

【本部常任役員・役員・委員・幹事の選出及び任期】

第6条 本部常任役員は、別に役員会にて定める「桂坂学区自治連合会役員候補者の選出方法に係る規定」により、総会において選出する。

2. 本部常任役員及び監査役は、定例総会で選出された時から、次年度定例総会にて次年度当該等役員等が選出されるまでを任期とする。各自治会長は、当該自治会で選出されるものとする。
3. 本部常任役員及び監査役に欠員が生じた場合は、役員会において後任者を選出し補充することができ、その任期は前任者の残存期間とする。
4. 委員は、各自治会長が当該自治会の副会長の中から指名した1名がその任にあたるものとする。
5. 幹事は各種団体の長がその任にあたるものとする。
6. 顧問及び相談役は必要に応じて会長が推挙し、総会の承認を得るものとし、定例総会で承認された時から、次年度定例総会の前日までを任期とする。

【本部常任役員・役員・委員・幹事の任務】

第7条 本部常任役員、役員、委員、幹事の任務分担は次のとおりとする。

◆本部常任役員

- | | | |
|---------------|-----|--|
| (1) 会 | 長 | 本会を代表して会務を統括し、桂坂学区市政協力委員連絡協議会長、桂坂自主防災会会長、桂坂教育後援会会長を兼務する。 |
| (2) 副 | 会 長 | 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 |
| (3) 会 | 計 | 本会の財務を担当し、予算決算の会計処理を行う。 |
| (4) 事 務 局 | 長 | 本会の総務、事務局運営及び桂坂自治会館運営を統括管理する。 |
| (5) 事 務 局 担 当 | | 事務局長を補佐し、総会、役員会等の運営と摘録の作成、広報紙『桂坂』の編集・発行、広報に関する事項を担当する。 |

◆役 員

- | | |
|---------------|---|
| (1) 各 自 治 会 長 | 各自治会を代表し、自治会活動を通して本会の運営に寄与する。また、原則として市政協力委員を兼務する。 |
| (2) 監 査 役 | 本会の会計及び運営全般を監査する。 |

◆委 員 各自治会長が本会役員として担当する任務を補佐するほか、必要に応じて本会の運営に協力する。

◆幹 事 所属する各種団体に係る職務・見識等を活かして本会の運営に寄与する。

【総会】

- 第8条 総会は本会の最高議決機関として、本部常任役員・役員及び委員、幹事で構成し、会長が招集する。
2. 総会は年1回原則として4月に開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。
 3. 総会構成者は、議決権行使書や委任状の提出により、出席に代えることができる。
 4. 総会の定足数は、総会構成者総数の過半数とし、議決権行使書や委任状の提出者を含めるものとする。
 5. 総会は議長を選出し、議決は出席者の過半数の賛成を以てこれを決める。賛否同数の場合は議長が決する。
 6. 総会の議決承認を必要とする事項は次のとおりとする。
 - (1)本部常任役員、監査役、顧問、相談役等の選出
 - (2)事業報告及び決算報告
 - (3)事業計画及び予算
 - (4)会則の改廃
 - (5)その他、本会の運営に関する重要事項

【役員会議】

- 第9条 本部常任役員会は、必要に応じて会長が招集し本連合会の会務を執行する。ただし、軽易な会務は会長が処理し、これを本部常任役員に報告する。役員会は、総会にて議決した事項の円滑な遂行、本部常任役員会による立案事項の審議、また、各自治会、各種団体の交流などのため、本部常任役員、役員、幹事で構成し、会長の招集により開催する。役員会は、本会の運営に関する全ての事案について審議することができる。
2. 役員会は毎月1回、原則として第1土曜日に開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。
 3. 本部常任役員会及び役員会において、その構成者は、議決権行使書や委任状の提出により、それら役員会の出席に代えることができる。
 4. 本部常任役員会及び役員会の定足数は、それぞれの構成者総数の過半数とし、議決権行使書や委任状の提出者を含めるものとする。
 5. 本部常任役員会及び役員会の議決は、出席者の過半数の賛成を以てこれを決める。賛否同数の場合は議長が決する。
 6. 本会は、諸事案の遂行のために、各種「実行委員会」を設置することができる。
 7. 会長は、諸事案への対処のため、各種「諮問委員会」を設置することができる。

【会計年度及び会費】

- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終わる。
2. 各自治会より本会会計に納める会費(以下「連合会費」という)月額は、150円に各自治会の自治会加入戸数を乗じた金額とし、各自治会は前期6ヶ月分を4月末日までに、後期6ヶ月分を10月末日までに本会会計に納める。ただし、役員会での了承により、当該年度連合会費の納付額を減額することができる。ただし、役員会での了承により、当該年度連合会費の納付額を減額することができる。

【会費の使途】

- 第11条 会費は本会の主催行事及び本会が認めた各種団体等への助成または、本会で必要と認めたものに使用することができる。

【自治会館使用規定】

- 第12条 桂坂自治会館使用規定は別に定める。

【備付帳簿】

第13条 本会に次の帳簿等を備え付け管理する。

- (1) 会則
- (2) 本部常任役員・役員・委員名簿
- (3) 各種団体等の役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 総会議案書
- (6) 総会及び役員会の摘録
- (7) 主要什器・備品台帳

2. 備え付け帳簿等の保存年限を5年とする。ただし、会則、本部常任役員・役員・委員名簿、総会議案書、総会及び役員会の摘録、主要什器・備品台帳は永久保存とする。

【効力】

第14条 本会則は平成2年度総会開催時から実施する。

2. 一部改正し、平成3年5月19日から実施する。
3. 一部改正し、平成4年5月17日から実施する。
4. 一部改正し、平成6年4月24日から実施する。
5. 一部改正し、平成8年4月28日から実施する。
6. 一部改正し、平成10年4月19日から実施する。
7. 一部改正し、平成11年4月18日から実施する。
8. 一部改正し、平成12年4月16日から実施する。
9. 全面改正し、平成13年4月15日から実施する。
10. 一部改正し、平成14年4月14日から実施する。
11. 一部改正し、平成15年4月20日から実施する。
12. 一部改正し、平成22年4月18日から実施する。
13. 一部改正し、平成23年4月17日から実施する。
14. 一部改正し、平成25年4月21日から実施する。
15. 一部改正し、平成31年1月12日から実施する。
16. 一部改正し、令和3年4月18日から実施する。
17. 一部改正し、令和4年4月17日から実施する。